

尾張旭市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第3項の規定に基づき尾張旭市長から請求のあった職員の賠償責任に関する監査の結果を、尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）第17条の規定により公表します。

令和6年1月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 たかし

尾張旭市長 柴 田 浩 殿

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 たかし

職員の賠償責任に関する監査の結果について（報告）

地方自治法第243条の2の2第3項の規定に基づき、令和5年11月24日付け5人第137号で尾張旭市長から請求があった、元会計課職員による公金詐取事件に係る賠償額等の決定について監査した結果を次のとおり報告する。

第1 請求の要旨

尾張旭市会計課元主査成田憲俊（以下「元職員」という。）は、令和2年5月から令和5年1月までの間、公金の銀行振込データに自身の口座情報を追加し、公金の不正な振込データを作成し、総額59,147,343円を会計管理者口座から余分に引き出し、元職員の個人口座に不正送金し、尾張旭市に損害を与えた。

元職員は、公電磁的記録不正作出・同供用、電子計算機使用詐欺等の罪により、逮捕・起訴され、令和5年10月25日に懲役5年の判決を受けた（令和5年11月9日確定）。

市長の監査請求は、このような元職員が行った公金詐取に関し、支出負担行為の確認及び支出の権限を有していた元会計管理者兼会計課長■■■■（以下「元会計管理者」という。）には、重大な過失があったと認め、市に損害を与えたとして、地方自治法第243条の2の2第3項の規定に基づき、監査委員に対しその事実の有無を監査し、対象職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定を求めたものである。

第2 監査請求の受理

市長は、地方自治法第243条の2の2に規定する職員である元会計管理者が賠償の対象となる行為によって市に損害を与えたと認め、監査委員に対し、元会計管理者の賠償責任の有無及び賠償額の決定を求めている。

この請求は、地方自治法第243条の2の2第3項に定める内容を満たしていることから、令和5年11月24日に当該請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項

本件請求において、市長が認定した事実の有無を監査対象事項とし、元会計管理者の賠償責任の有無及び賠償額の決定を行うこととした。

2 監査を実施した期間

令和5年11月24日から令和6年1月24日まで

3 監査の方法

市長から提出された監査請求書及び関係資料を基に、書面審査及び関係職員からの聴き取り調査を実施した。

第4 事実の確認

1 会計課における事務手順等

(1) 尾張旭市会計規則

(支出の命令)

第40条 支出の命令は、予算執行者が支出命令書又は支出負担行為兼支出命令書によりこれを決議し、関係書類を添付して会計管理者に送付することにより行うものとする。

(支出負担行為の確認)

第57条 会計管理者は、支出命令を受けたときは、次に掲げる事項を確認し、支出の決定をしなければならない。

- (1) 支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと。
- (2) 支出負担行為に係る債務が確定していること。
- (3) 支出負担行為が予算配当額を超えていないこと。
- (4) 支出命令が正当な権限を有する者が発したものであること。
- (5) 債権者、金額、所属年度及び予算科目に誤りがないこと。
- (6) 支出をすべき時期が到来していること。
- (7)～(11) (略)

(2) 会計課における口座振替払手順

- ① 予算執行者から送付された支出命令書の受理及び審査（会計管理者決裁）
- ② 支出命令書の振込データを財務会計システムに入力（機器処理・担当者作業）
- ③ 振込データを指定金融機関へ伝送（機器処理・担当者作業）
- ④ 指定金融機関から債権者の口座に振り込み
- ⑤ 現金出納簿更新
- ⑥ 指定金融機関から振込結果（「お振込受付明細表」）を会計管理者へ送付

(3) 例月出納検査の資料となる月次帳票の作成

- ① 財務会計システムから作成するもの（機器処理・担当者作業）
 - ・歳計現金及び歳入歳出外現金等収支現計表
 - ・歳入現計表 ・歳出現計表 ・歳計外現金集計表
- ② ①を基に作成するもの（手入力・担当者作業）
 - ・会計別収入・支出済額等一覧表 ・保管金状況調

2 不正送金の手口

元職員は、振込データを指定金融機関へ伝送する担当者であった。また、財務会計システムの運用については、会計課に長期間在籍したことから影響力が強く、システム保守業者への指示等の多くは元職員限りで行われていた。

元職員は、令和2年5月から令和2年9月10日支払までの間は、公金の振込データに自身の口座への振込情報を追加して不正に送金していた。また、財務会計システムの残高と整合を図るため、架空の支出命令書を作成していた。

令和2年9月10日支払の不正送金時には架空の支出命令書を作成し忘れたため、残高の不整合が発覚した。（次項）

その後、令和2年9月18日支払からは、支出命令書の振込先を自身の口座に書き換えて不正送金を行った後に、次の支払日に同一支出命令書を再度使用して、債権者に支払うという手口に変更するとともに、現金出納簿・月次帳票等の関係数値が一致するよう操作していた。また、監査委員が行う例月出納検査については、財務会計システムの不正操作等により、提出書類の数値に不一致が見られないよう工作していた。

なお、振込手続を行う指定金融機関からは振込の都度、振込先口座名が明記された「お振込受付明細表」が会計管理者宛てに送付されており、会計課において、ファイルにつづられ、鍵のかかる書庫に保管されていた。

3 令和2年9月の不正送金の発覚

令和2年9月11日に、9月10日現在の会計管理者口座の残高が現金出納簿の残高より25万円少ないことを会計課長補佐兼会計係長（以下「会計課長補佐」という。）が発見し、その原因が元職員の個人口座への振込であることが判明した。元職員に確認したところ「親の介護保険住宅改修費支給の支払書類に不備があり、担当部署へ書類を返却したが、振込データの差し替えを忘れて支払われた」というものであった。会計課長補佐は、残高の不一致と元職員の個人口座への振込を元会計管理者に報告した。

元会計管理者は、元職員から説明を聞き、二度と行なわないよう注意し、25万円を返金させた。

4 元会計管理者の対応

元会計管理者は、前項の不正送金の発覚時、25万円の返還と月次帳票類についての早急な修正を指示したが、元職員の説明内容について詳しい調査を行わなかった。

元会計管理者は、元職員に説明を聞いて注意した後、元職員の執務状況等について、自身でよく注意して観察することとし、元職員の直属上司の会計課長補佐には特別の指示はしなかった。また、会計課内の事務分担や業務処理方法の変更も行わなかった。特に、指定金融機関から送付される「お振込受付明細表」の点検を指示する、あるいは自ら行う、といった具体的な監視を行うことはなかった。元会計管理者は在職した令和4年3月まで、不正を発見したり、不審な行動に気付いたりすることはなかった。

第5 賠償責任の有無

1 元会計管理者の地位

元会計管理者は、平成30年4月1日から令和4年3月31日まで地方自治法第243条の2の2第1項後段並びに第2号及び第3号に規定する第232条の4第2項の確認及び支出又は支払をする権限を有する職員に該当する。

2 損害の発生

元職員の不正送金の額は、令和2年5月から令和5年1月までの間の59,147,343円であり、そのうち1,628,861円は返還されていることから、尾張旭市の損害額は57,518,482円である。

3 元会計管理者の重過失

(1) 令和2年9月11日の不正送金発覚時

令和2年9月10日支払の元職員の口座への振込が発覚した際に、元会計管理者は、元職員から説明を受けた後、二度と行わないよう注意し、25万円を返金させた。

しかし、元会計管理者は自ら、又は部下をして十分な調査を行わず、元職員の説明が虚偽であることを明らかにすることをしなかった。担当課の書類の不備、支出の差止め及び自身の親への介護保険住宅改修費給付、これらは全て元職員の虚言であったが、元会計管理者は、担当課への問合せ、支出命令書、「お振込受付明細表」等の確認を行わなかった。

(2) 令和2年9月11日の不正送金発覚以降

ア 元会計管理者は、令和2年9月に、元職員の口座への振込という事実が明らかになったのであるから、当面、元職員を振込手続事務から外す必要があったが行わなかった。また、仮に元職員に従前と同じ事務を継続させるとし

ても、元職員の事務処理について、監視する必要がある、こうした措置は容易に可能であった。しかしながら、元会計管理者は、元職員の口座への振込という事実を知りながら、元職員に対して、再発防止等のために必要な注意を払わずに業務を続けさせていた。

イ 元職員の口座への振込という不正行為が行われたのであるから、金融機関から送付される「お振込受付明細表」を点検し、振込先に元職員の口座が記載されているかどうかを確認することは最低限必要な事項であった。例えば、元職員は発覚直後である令和2年9月18日にも不正行為を行い、元職員名義の口座への振込が行われている。このことは「お振込受付明細表」に記載されていた。同日支払分の振込総件数は726件であったが、一覧表から特定の個人名義を発見することは難しいことではない。振込先口座は縦一列・カタカナで記載されているが、件数の多い法人は簡単に判別できるので、5分程度の時間があれば容易に特定の個人名義を発見できたはずである。このような簡単な作業を、元会計管理者は自ら行わず、又は元職員以外の部下をして行わせておらず、元会計管理者には重大な過失が認められる。その後令和4年3月に元会計管理者が退職するまで、元職員に振込事務を継続させて、全く点検・確認を行っていないことは重大な過失と認められるものである。

ウ 令和5年1月に「お振込受付明細表」を確認した際、令和2年5月から令和4年12月までの間の不正送金があった日の分について、明細表の一部が綴りから欠落していることが判明した。元職員が自らの違法行為を隠蔽するために抜き取ったかどうかは推認の域を出ないが、仮に「お振込受付明細表」を点検しようとしたとき、綴りにないことが判明すれば、金融機関に照会して振込先明細を確認し、元職員への振込を発見することは容易であったものである。

(3) これらの対応は、「元職員の個人口座に支出命令のない公金が振り込まれた」という事実に対する問題意識が不足したものであり、出納その他の会計事務の執行に関して普通地方公共団体を代表する会計機関の最高責任者であり、会計事務職員を指導監督する立場である会計管理者として重大な過失と判断した。

4 まとめ

元職員による不正送金が明らかとなる機会を逸す等により、公金が不正に支出され続けたことは、地方自治法第232条の4第2項の規定に反し、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないことが確認されずに支出され続けたものであり、よって、元会計管理者は、尾張旭市に対して賠償責任を有するものと認める。

第6 賠償額の決定

1 対象期間

令和2年9月10日支払の不正送金が発覚するまでについては、事実が隠蔽されており不正送金を発見することは困難であったことから、重大な過失があったとまでは認められないが、令和2年9月10日支払の不正送金が発覚した際とその発覚以降に適切な対応を取らなかったことが原因となり、不正支出が続いていることから、令和2年9月10日支払の不正送金発覚後から会計管理者在任中の令和4年3月までの間に元職員の公金詐取により発生した損害額について賠償する責任があると認める。

2 賠償金額

33,292,458円

令和2年9月10日支払の不正送金発覚後から会計管理者在任中の令和4年3月までの間に元職員の公金詐取により発生した損害額から返金された令和2年9月10日支払分を除いた額。

なお、遅延損害金については、地方自治法第243条の2の2の責任は、法律上の特別の責任であり、民法の不法行為責任とは異なるものである。したがって、民法の原則にのっとり、民法第412条に基づき、市長が元会計管理者に納期限を定めて法的な請求行為を行った場合、その納期限以降に遅滞の責任を負うものである。

第7 監査委員の意見

今回の事件は、市政に対する信頼を大きく失墜させるもので、誠に遺憾である。

令和5年4月28日付けで市から公表された「公金詐取に係る再発防止等検証結果報告書」では、事件発生の原因として、元職員のモラル欠如、長期在職による影響力の増大等が挙げられているが、不正送金の資金とされた歳計外現金の管理が不十分であったことも大きな要因であり、所管課を含めた歳計外現金の適正な管理が必要である。

また、同報告書では、再発防止策について、「不正を防止できる組織体制や執務環境の整備」を始め、多岐にわたる取組事項が掲げられている。それぞれ実効ある取組が求められるが、中でも、内部統制制度の導入については、早い機会に検討を進めるべきである。対象は市政運営全体に及ぼすことが望ましく、統制環境の整備、リスクの評価・対応など内部統制制度の導入により、市政への信頼回復に努めることが必要である。

元職員による不正送金額等

参考
(単位：円)

振込日		不正送金額	返金額	損害額		
令和2年	5月	20日	330,000	△330,000	3,230,000	
	6月	5日	300,000			
		10日	600,000			
		19日	450,000			
		30日	240,000			
	7月	10日	210,000			
		20日	200,000			
		30日	400,000			
	8月	7日	150,000			
		20日	440,000			
		28日	240,000			
	9月	10日	250,000	△250,000		33,292,458
		18日	493,900			
		30日	363,000			
	10月	9日	484,000			
		20日	484,000			
		30日	400,000			
	11月	10日	414,000			
		20日	889,191			
		30日	440,000			
12月	10日	449,220				
	18日	434,500				
	25日	429,000				
令和3年	1月	8日	450,340			
		20日	792,022			
		29日	484,000			
	2月	10日	415,800			
		19日	783,585			
	3月	26日	775,632			
		10日	814,000			
	4月	19日	924,715			
		9日	980,760			
	5月	10日	275,000			
	6月	30日	766,073			
	7月	20日	1,408,000			
	8月	10日	737,000			
		20日	816,750			
		30日	822,800			
	9月	17日	640,200			
		30日	719,400			
10月	8日	812,680				
	20日	907,500				
	29日	306,900				

	1 1 月	10 日	754, 600			
		19 日	619, 110			
		30 日	827, 552			
	1 2 月	10 日	740, 520			
		27 日	792, 000			
令和 4 年	1 月	20 日	850, 498			
	2 月	10 日	755, 700			
		18 日	1, 168, 750			
		28 日	1, 323, 476			
	3 月	10 日	1, 251, 168			
		18 日	2, 491, 116			
		30 日	1, 804, 000			
	4 月	20 日	983, 400		20, 996, 024	
		28 日	787, 600			
	5 月	20 日	1, 089, 622			
		30 日	790, 995			
	6 月	10 日	560, 500			
		20 日	887, 150			
		30 日	688, 600			
	7 月	8 日	413, 600			
		20 日	889, 295			
		29 日	440, 000			
	8 月	10 日	950, 664			
		19 日	875, 404			
		30 日	462, 000			
	9 月	9 日	814, 000			
		20 日	1, 176, 838			
	1 0 月	7 日	1, 346, 985			
		20 日	1, 471, 195			
	1 1 月	10 日	1, 224, 619			
		18 日	1, 023, 440			
		30 日	869, 000			
1 2 月	9 日	973, 500				
	20 日	1, 271, 160				
	27 日	1, 006, 457				
令和 5 年	1 月	10 日	1, 048, 861	△1, 048, 861		
合 計			59, 147, 343	1, 628, 861		57, 518, 482